

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第272号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年9月25日 13時35分ごろ	
発生場所	香川県丸亀市丸亀港 丸亀港蓬萊町防波堤灯台から真方位157° 1,720m付近（概位 北緯34° 17.8′ 東経133° 47.4′）	
事故等調査の経過	平成21年10月13日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	旅客船 びさん2、299トン	
船舶番号、船舶所有者等	129609、備讃フェリー株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 機関長、三級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機付高弾性ゴム継手の防振ゴム8個全数が破断	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、旅客20人トラック2台を載せ、13時30分ごろ丸亀港を丸亀市広島の江の浦港に向けて出港し、丸亀港内を航行中、13時35分ごろ、後進微速から前進としたとき、推進力がなくなり停止した。 本船は、タグボートにえい航されて出港岸壁に着岸した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし ① 防振ゴムは就航以来21年間交換されずに使用されていた。 ② 防振ゴムは、油が付着しておらず、運転中異臭はしなかった。 ③ 防振ゴムは劣化していた。 以上のことから、防振ゴムは、経年劣化により破断したもので、整備が適切に行われていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が丸亀港内を航行中、高弾性ゴム継手の防振ゴムが経年劣化により破断したため、推進力がなくなったことにより発生したものと考えられる。	
備考	船舶所有者は、取扱説明書に従い、防振ゴムに異常がない場合でも、安全を考慮して使用年数6年、運転時間36,000時間で交換することとした。	